

地域生活支援事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）					部局名	健康福祉部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ2 いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築						
	施策	施策3 障がい者がいきいきと暮らせる共生社会の実現						
	目的	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けた取組みを推進する。						
	目標指標（R2）	「心のバリアフリー推進員」養成数(累計)			R2年度までに2,000人			
	策定時の実績	282人(H28年度)	現状	798人(H29年度)	主要事業	障がいや障がい者に対する県民理解の拡大		
事業名	地域生活支援事業費		担当課・担当	障がい福祉課地域生活支援担当				
事業開始年度	平成18年度		事業終了(予定)年度	未設定				
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	手話通訳者等を養成することにより、聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようとする。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	(1)県事業(国1/2) ・手話通訳者等の養成、登録試験、資質向上のための研修実施、指導者の養成研修会への派遣 ・発達障がい者支援センター運営事業ほか (2)県事業(県10/10) ・障がい児等療育支援事業ほか (3)市町村事業補助金							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
上記実施方法とする理由：事業内容に応じて実施								
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	地域生活支援事業(県事業)	42,076	45,659					
	地域生活支援事業(県事業・準人件費)	1,978	1,978					
	市町村地域生活支援事業(補助費)	84,690	93,824					
	市町村地域生活支援事業(扶助費)	36,000	36,000					
	計	164,744	177,461	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	15,521	23,197					
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	149,223	154,264					
	計	164,744	177,461	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	/	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	手話通訳者試験の合格者(H29年度からの累計)	活動実績	人	0	0			
		当初見込み	人	2	4	7	10	-
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)	/	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	手話通訳者派遣回数 (手話通訳者の養成・確保により、聴覚障がい者の意思疎通支援体制の充実に寄与する。)	成果実績	回	1,798	1,400			
		目標値	回	1,350	1,400	1,500	1,600	-
		達成度	%	133.2%	100.0%			
関連事業	聴覚障害者情報提供施設事業費							

事業目標の考え方(事業目標設定時)

聴覚障がい者の情報保障や意思疎通支援として、手話通訳等は、聴覚障がい者の地域生活や社会参加の促進に重要な役割を果たしている。平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、同月に施行された「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」では、意思疎通手段の確保が定められている。また、山形県手話言語条例が平成29年3月に施行され、県の責務として、手話通訳者の養成、確保等が明記された。こうした中、手話通訳をはじめとする意思疎通支援体制の充実が求められており、手話通訳者等の養成が喫緊の課題となっている。県では、引き続き手話通訳者等の養成及び通訳者養成体制の強化に向けて指導者の養成に取り組んでいく必要がある。本事業目標は、短期アクションプランの主要事業に係る重要業績評価指標(KPI)に基づき、「手話通訳者派遣回数」とする。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	手話通訳者等による意思疎通支援の需要が増加する中、県及び県聴覚障がい者情報支援センターに手話通訳者を配置することで、手話通訳者派遣に対応することができた。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	C	手話通訳者試験の合格者について、毎年受験者がいるものの新たな合格者は生まれていない。そのため、現状の手話通訳者等により事業に対応している状況にある。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
の役割担当分担	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	県条例に基づく障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みであり、県が市町村や民間と連携しながら事業を推進していく必要がある。
	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	
今後改善の点課題等	今後の手話通訳者等の需要増に対応するため、更なる手話通訳者等の養成・確保が必要であり、あわせて、県民の手話等に対する理解を深めつつ、手話の普及を図る必要がある。手話ハンドブックなどを活用した研修を通して、手話通訳に関心のある人の裾野を広げていくことで、手話通訳のレベル向上に取り組んでいく。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A:目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B:目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C:改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

ー:該当しない